現代日本における国籍とエスニシティの揺動

ーその空間的側面に着目してー

福本 拓 宮崎産業経営大学法学部

本稿では、現代日本における国籍とエスニシティの揺動の空間的側面を明らかにするために、『住民基本台帳人口要覧』に基づき帰化と複数国世帯の分布を地図化してその背景を検討した。分析・考察の結果、これらの指標について様々な地域差が存在しており、主として次の三つの要因が関わっていることを指摘した。まず、「オールドカマー」や中国帰国者の存在に伴う影響が見出され、日本における第二次世界大戦前を含む長期的な国際人口移動を視野に入れる必要性を示唆している。次に、移動性が高い、ないし短期の在留者が多いと考えられる地域では、国籍とエスニシティの不一致は相対的に生じていない。さらには、東京特別区部のように様々なタイプの外国人が増加している地域や、日本人の単身男性の多さを反映して複数国籍世帯が多く存在する中山間地域など、それぞれの地域が持つ特性の影響も看取された。

キーワード: 在日外国人, 住民基本台帳, 帰化, 複数国籍世帯, 地域的差異

I 導入

移民・エスニック集団の適応やホスト社会の変化を考える上では、エスニックな資源の活用といった社会的・経済的側面に加え、在留資格や国籍などの法的側面への注目も欠かせない。本稿の目的は、特に後者の側面に絡んで、「日本国籍」をめぐる社会的境界の揺動に着目し、地域的差異の観点からその特性を把握・分析することにある。

定住化や適応の過程は、ポルテス・ルンバウト (2014: 168-9) が指摘するように、移民政策やホスト社会の受け入れ意識、あるいはエスニック・コミュニティの存在といった文脈の中で、移住者の人口・世帯の特性や人的資本によって異なる形態をとる。特に日本の政策では、現在まで単純労働者の受け入れを認めない姿勢が(建前としては)堅持されており、在日外国人の多くを滞在期間の限定された者が占め、彼ら・彼女らの多くが職業選択の面でも制約を課せられている。そのため、欧米諸国とは異なり、「移民」の受け入れや

外国人の定着・定住化を視野に入れた制度構築は 十分に進んでいないのが現状である。

そうした中で、日系の南米出身の外国人に代表されるように、在留期間の更新を経て永住資格を取得するなど、政策の意図せざる結果として定住に至る事例も報告されてきた。一方で、往時よりは改善の兆しがあるとはいえ、民営賃貸住宅の契約の拒否など、ホスト社会において国籍を理由とする差別・排除は依然として存在しているし、時に潜在化した排外感情が現出することもある。このような状況下では、もちろんホスト社会側の問題を看過するわけにはいかないが、外国人による「帰化」」ないし日本国籍の取得、あるいは日本人との婚姻が、より安定した在留や生活の実現に寄与する側面があることも否定できない。

これら二者は、(望んで行われるかどうかは別として)「エスニシティ」と「国籍」との揺らぎ、すなわち「日本人」をめぐるエスニック・バウンダリーの溶解を伴うホスト社会自体の変化に関わるという意味でも注目に値する。まず、帰化につ

いていえば、現在の日本では、社会保障といった 社会的権利は外国人に対しても概ね認められる一 方で、参政権に代表される政治的権利については 未だ大きく制約され、日本国籍者と外国籍者との 差は歴然と存在している。日本では血統主義に基 づく国籍法が維持されているため、とりわけ日本 生まれの第二・第三世代の中には日本社会で生き ていくことを前提に、帰化という選択を行う者も 増加してきた。

かつて、日本の帰化行政は同化主義的な志向が 色濃く. たとえば植民地期の移住に端を発する 「オールドカマー」2)(とりわけ在日朝鮮人)の場 合. 日本国籍の取得がエスニシティ喪失と同視さ れる時期もあった(李. 2016)。しかし「オール ドカマー」に関しては、少なくとも1980年代か らは「帰化」者の増大が顕著になりはじめ、「韓 国・朝鮮 | 籍では、帰化申請者の数は1993年か ら2012年にかけて毎年1万人を超えていた。この ことは、「日本人」という国籍集団内部にエスニッ クな背景を持つ人々が増加することを意味する。 たとえば社会学の立場から在日朝鮮人の国籍取得 を論じた佐々木(2006)は、国籍の変更後もエス ニック・アイデンティティを維持し,「コリア系 日本人」として生きていく人々の存在を描き出し ている。さらに近年は、「韓国・朝鮮」「中国」籍 を除く帰化者も増加傾向にあり、その原国籍も多 様化している(李,2016:115)。

次に、婚姻、特に日本人との間の「国際結婚」に関していえば、1980年代には年間2万件を超え、ピーク時の2006年には約4万4千件にのぼった。国籍別にみると、「オールドカマー」の比率の高さを反映して1980年代までは「韓国・朝鮮」籍が最も多かったが、1990年代以降は夫・日本籍、妻・外国籍という組み合わせの夫婦が急増するとともに、国籍別にみても「中国」「フィリピン」が「韓国・朝鮮」を上回るようになった点が特徴

的である。言うまでもなく結婚は自由意思に基づくものであるが、婚姻の結果得られる「日本人の配偶者等」という在留資格は、「特別永住者」・「永住者」・「永住者の配偶者」と並び、就労に際しての職種の制限が設けられていない数少ないステータスでもある。また、日本人配偶者の存在は、生活上の様々な機会を提供しうるという点でも見逃せない。一例として、フィリピン人女性のエスニック・ビジネスの事例を報告した高畑(2012a)は、起業に際して日本人夫や子どもを通じて形成された日本人との社会関係資本が果たす役割に言及している。

国際結婚に関しても, 帰化と同様に, 日本人内 部のエスニックな多様性の増大に寄与する部分が 大きいことが指摘できる。世帯の多国籍化に加 え、二重国籍を持つ子どもの存在は、そうした多 様性の代表的な例と位置づけられる。1985年の 国籍法の改正に伴い. 国際結婚をした夫婦の子ど もの国籍が、それ以前の父系主義から父母両系主 義に基づくものに変更された³⁾。すなわち、改正 以前の国籍法では子どもの国籍は父親のそれを受 け継ぐとされていた(父系主義)のに対し、改正 後は、父母いずれかの国籍を継承することになっ た。その結果、子どもは出生時には二重国籍とな り、21歳までに日本籍・外国籍の選択に関する 届出を求められる。彼ら・彼女らのうち、日本籍 を選ぶ者が増えれば、「日本人」の内部に異なる 文化的背景を持った人々が増大することになろ う⁴⁾。さらに、2009年の国籍法の改正の結果、日 本籍男性と外国籍女性との間に生まれた非嫡出子 が、父親の生後認知によって日本国籍を取得する 道が拓かれた。従前は外国籍しか持たなかった子 どもが二重国籍となることで、母親が「日本人の 配偶者等」の在留資格を得ることができ、母子で 来日するケースもあるという⁵⁾。佐竹ほか(2015) は、国籍の異なる世帯員から成る「多文化家族」

に属する人々は、2010年には100万人超に及ぶと 推計している。

以上のように、帰化や国際結婚に伴う世帯の多国籍化からは、図1に示すように、「エスニシティ」と「国籍」との揺らぎ、つまりは「日本人」のエスニック・バウンダリーが溶解して「〇〇系日本人」(佐々木2016a: 10)の増加する現状が垣間見える。そして、その背景には、現代日本における外国人の多様な移住形態や定住化・適応の諸相、さらには「オールドカマー」をめぐる諸状況の変化などが複合的に存在しており、着目する意義は大きい。しかし、社会学や教育学においていち早くエスニックな背景を有する「日本人」への関心が持たれてきた一方で、こうした現象がどのような地域的差異を伴って現出しているのかとい

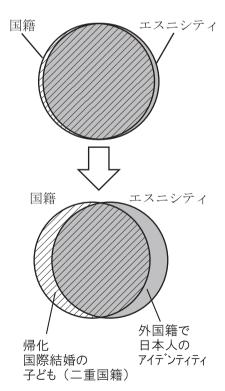


図1 国籍とエスニシティの揺動に 関する模式図

う点については、データの制約もあって研究の蓄 積は十分でない。

現今の、また、歴史的な在日外国人の移住・移 動形態を踏まえると、帰化や世帯の多国籍化にも かなりの地域差が存在することは想像に難くな い。たとえば地域労働市場の労働力ニーズの違い によって、技能実習生のようなローテーション方 式の外国人が選好される地域もあれば、より定住 傾向の強い外国人が求められ、その結果として帰 化者が増加する地域も存在しうる。あるいは、国 際結婚を例に挙げると、単身の男性人口の偏在に よる結婚難の顕在化が、行政の支援もあって外国 人女性の流入につながり、結果として二重国籍の 子どもが増加するケースも想定される。さらに. このような地域差は、「日本人」のバウンダリー の変容だけでなく、 当然ながらホスト社会住民が 直面する外国人との接触や関係形成のありように も違いを生み出す。

従って、「日本国籍」をめぐる社会的境界の揺らぎに関し、その地域差を定量的な観点から検討することには、ホスト社会の変容の一端を捉えるという意味でも、一定の意義が認められよう。本稿では、そうした揺らぎの典型的な現出として帰化および世帯の複数国籍化という二つの側面に着目し、『住民基本台帳人口要覧』のデータをもとに分析・考察することに取り組みたい。以下、Ⅱにおいて分析に用いるデータについて概観し、Ⅲで帰化と複数国籍世帯の割合にみられる地域的パターンを整理する。そして、Ⅳでは得られた結果の示唆するところについて考察を行い、Vにおいて今後についての若干の展望を示す。

Ⅱ 本稿で用いるデータについて

本稿の目的は、前述した通り、帰化と世帯の複数国籍化という二側面からそれらの地域差を把握することにある。前者に関しては、帰化者の統計

が法務省の『戸籍統計』によって公開されている。 都道府県より下位スケールの数値は得られないも のの、杜国慶による研究(杜、2014; Du、2015) では、官報で告示される帰化者の住所を集計して 市区町村別の分布が示されている。1950~2009 年の長期に及ぶデータから、京阪神大都市圏では 「オールドカマー」による帰化が卓越するのに対 し、東京・名古屋大都市圏では「ニューカマー」 の帰化が相対的に多いことが見出され、本稿でも 参考になる。しかし、長期的な趨勢への関心が強 く、現代の状況については考察が不足している部 分もある。

次に、世帯の多国籍化については、国際結婚のほか、日本人父親による認知、日本国外への移民一世の世帯員を伴う帰国⁶⁾ などが主だった事例として挙げられる。これらのうち、特に国際結婚については、帰化に比べ地域的な側面への研究関心は相対的に高く、国勢調査や『人口動態調査』に基づく分析が行われてきた。1980年代には東北日本の農村部での増加が注目された国際結婚であるが、それ自体の分布は都道府県別にみると2000年代には関東・中部地方でより多くなったとされる(竹下、2011; Kamiya、2015)。また、国際結婚の増加に対し、リャウ・石川(2007)は外国人妻の割合の影響を、西原(2012)は外国人割合との関連性があることを定量分析から示している。

以上に示した既存研究の知見は、本稿でも参考になる部分が多い。しかしながら、既存の統計のほとんどが都道府県単位での集計であるために、それよりも下位スケールの分析は、杜の研究のように既成の統計資料以外に依拠しない限り難しい。たとえば、国際結婚の背景とされる男性の単身者の偏りは、同一都道府県の内部でも異なると予測される(石川、2014)。加えて、国勢調査については、回答率の低下や「不詳」回答の増加か

ら、精度についての懸念も生じている。

そこで本稿では、主として『住民基本台帳人口 要覧』を用いた分析を行いたい。従来、在日外国 人は外国人登録の義務を負い、外国籍者は日本籍 者と異なり外国人登録をもとにした集計が行われ ていたが、2012年7月の外国人登録法の廃止を契 機に、全ての住民が住民基本台帳に記載されるこ ととなった。『住民基本台帳人口要覧』では、市 区町村別の人口・世帯数・社会増減が日本人・外 国人別に集計されているほか、世帯については、 「日本人のみの世帯 | 「外国人のみの世帯 | 「世帯 員に日本籍・外国籍の双方を含む世帯(以下、「複 数国籍世帯」と略記)」の実数も計上されている。 国籍別の人口数や複数国籍世帯の内訳(国際結婚 か否か、等)といった情報は得られないものの、 市区町村への届出をベースに集計され、また出入 国管理とも連動しているため、国勢調査と比して 統計の精度は高いという利点がある。

なお、住民基本台帳への記載は2012年7月以降であるため、帰化については年度を通じた統計が得られる2013年以降、2015年までの3カ年分の数値を合算し、複数国籍世帯に関しては最新の2015年のデータを用いる。また、外国人人口が僅少の自治体では、帰化者や複数国籍世帯の存在が極端に高くなりうる点を勘案し、分析の対象を2015年時点での外国人人口が50人以上の市区町村(1892件中1437件、割合では78.0%)に限定する。

Ⅲ 帰化と複数国籍世帯の分布に関する分析結果

1. 全体的な動向について

具体的な分析に先立って『住民基本台帳人口要覧』のデータをもとに、外国人人口(2015年)、帰化(2013年~2015年の合算)、複数国籍世帯(2015年)の分布について概観しておく。まず、図2-aから外国人の割合をみると、3.0%を超える市区町村は関東圏のうち北関東(茨城県・栃木

県・群馬県)の南部、東京都特別区部とその周辺、名古屋市を含む東海地方、近畿地方に多く分布する傾向が看取できる。これらは、多くの既存研究において言及されてきた地域であり、「オー

ルドカマー」の集住、様々な在留資格の「ニューカマー」の流入、製造業が盛んで日系ブラジル人をはじめとする「定住者」資格を持った外国人の 急増、のいずれかに該当すると考えられる。

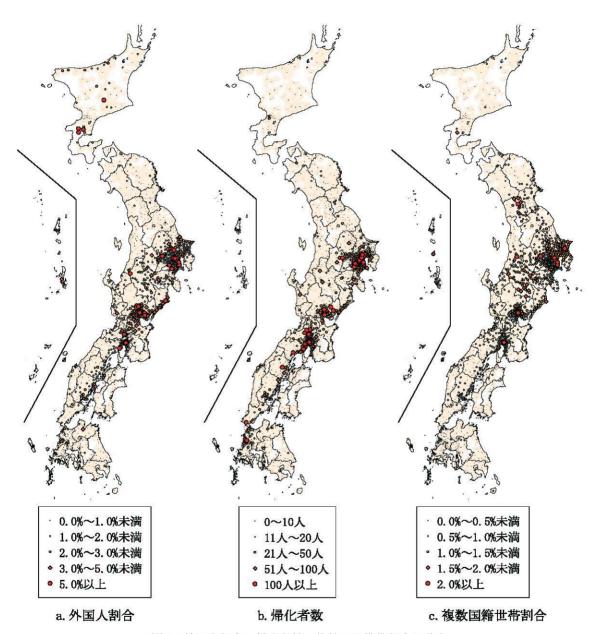


図2 外国人割合・帰化者数・複数国籍世帯割合の分布

一部の離島地域については省略. 白地は分析対象外の地域.

(『住民基本台帳人口要覧』に基づき作成)

これらの地域に加え、北海道の一部で外国人の割合が高い市町村がみられる点も注目され、特にニセコ町とその隣接自治体では5.0%を上回っている。これらの地域では、外国人観光客が多く訪れる国際リゾート地として知名度が高まったことにより、観光関連産業に従事する外国人労働者や長期間の滞在を行う者が増加している7。

次いで、帰化者については、総人口で除すと値が小さくなりすぎて分布パターンの判別が困難なため、ここでは絶対数に基づいて地図化している(図2-b)。図2-aと同様、三大都市圏でその数が多い傾向が看取できるが、関東圏の都心部近傍と京阪神圏の人口稠密地域への偏在がより顕著である。また、北九州地方の福岡市や下関市でも多くなっている点で、図2-aの外国人割合の分布とは異なる。

複数国籍世帯が全世帯に占める割合に関していえば(図2-c)、図2-aと図2-bとはやや異なる傾向が見出せる。2.0%以上の地域は、東京・名古屋・大阪の都心部でみられるものの、偏在の度合いは外国人割合や帰化数と比べると弱い。また、1.5%~2.0%の地域については、関東圏に広範に分布しているほか、山形県・長野県と東海地方にも多くみられる。その一方で、近畿地方より西側の県では、沖縄県を除き、1.0%以上の地域が全くないことも特徴的である。

2. 帰化に関する結果

本節では、国籍とエスニシティの揺らぎのうち、帰化に関する分析結果を検討する。本稿の関心は、帰化数の大小だけでなく、どのような地域において外国人の帰化が生じやすいか否かを明らかにすることにもある。そこで図3に示すように、外国人割合と帰化者の割合に基づき各単位地区を4つに類型化して地図化する。分類の基準は対象地域全体とし、外国人割合は1.73%、帰化者の外

国人数に対する割合(以下,「帰化者割合⁸」と略記)は1.31%である。図3の類型Aでは,外国人割合が高くかつ帰化者が多く,これに対し類型Bは外国人の集住は相対的に顕著だが帰化者が少ないタイプになる。類型Cは,外国人割合と帰化者の割合のいずれも平均を下回り,これらの面で特徴が乏しい。類型Dには,外国人が多くないにもかかわらず帰化者の割合が大きい地区が属することになる。

類型ごとの分布をみると(図4)、まず類型A (108件)については、東京都特別区部・名古屋市・大阪市とその周辺地域への偏在が顕著である。これらのほか、福岡市や静岡市の一部の区、県庁所在地も類型Aに属していることから、全般的には人口の稠密な地域に分布している。次いで、類型B (285件)は、千葉県と茨城県の県境周辺から栃木県・群馬県南部に至る北関東地域のほか、甲信越地方のうち長野県、東海地方の広範囲、岡山県・広島県の瀬戸内海沿岸などへの偏在が確認できる。類型C (555件)と類型D (412件)については明瞭な空間的パターンを見出しにくいが、後者については類型Aの周辺に比較的多く立地する傾向にあるといえる。

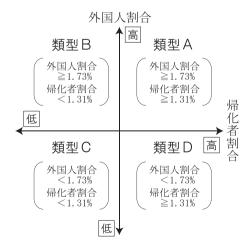


図3 外国人割合・帰化者割合に基づく類型化

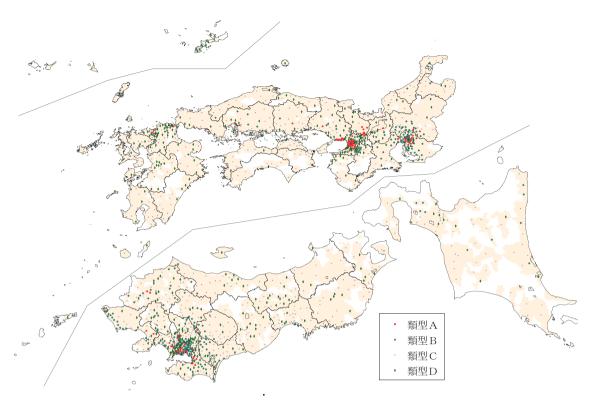


図4 外国人割合・帰化者割合に基づく類型の分布

一部の離島地域については省略. 白地は分析対象外の地域.

(『住民基本台帳人口要覧』に基づき作成)

全国スケールの地図では読み取りにくい部分について検討するために、関東圏・京阪神圏を拡大した図5をもとに、より詳しくみてみたい。類型Aに属する市区町村は東京特別区部やその周辺でも一定数みられるが、京阪神圏では大阪市・京都市・神戸市の3政令市に偏在している点が注目される。また、このスケールでは、類型Dは類型Aを取り巻くように分布していることがより明瞭に確認できる。類型Bについては、東京特別区部のほか、北関東の南部地域に多くみられ、図3から看取された特徴と概ね一致する。

以上から、外国人人口に占める帰化の割合は三 大都市圏で大きく、特に京阪神圏では類型Aの偏 在が顕著である。この結果は、前出した杜によ る2000年~2009年の分析ともほぼ一致しており、2010年代に入ってからも分布の傾向について変化は少ないといえる。では、これらの大都市の間では、帰化割合について程度の差はみられないのであろうか。表1は、類型Aに属する市区町村について、帰化者の割合を上位20位まで示したものである。20位までのうち大阪府・京都府・兵庫県の市区で16を占め、帰化者の割合については近畿地方で特に高くなっていることがわかる。これらの府県は、もとより「オールドカマー」の割合が高いことで知られており9、彼ら・彼女らの存在が帰化者の割合の大きさに寄与していると推測される。

これに対し類型Bは、既往研究でも繰り返し指

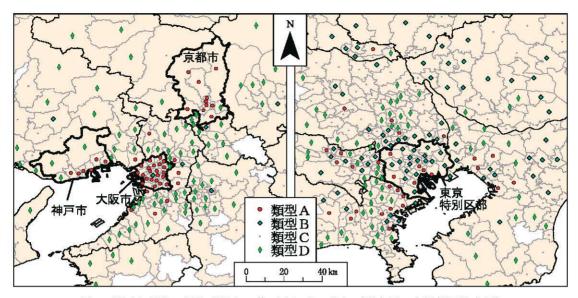


図5 外国人割合・帰化者割合に基づく類型の分布(関東圏・京阪神圏拡大図) 白地は分析対象外の地域。

(『住民基本台帳人口要覧』に基づき作成)

表1 類型Aのうち帰化者割合の大きい市区町村 (上位20位)

順位	市区町村名	外国人 割合(%)	帰化者 割合(%)
1	大阪市天王寺区	5.53	4.73
2	長野県上伊那郡南箕輪村	1.94	4.23
3	長野県東御市	1.47	4.03
4	京都市中京区	2.27	3.72
_ 5	大阪市阿倍野区	2.27	3.61
6	岐阜県可児郡御嵩町	2.01	3.58
7	大阪市福島区	1.78	3.35
8	大阪市城東区	2.88	3.33
9	大阪市此花区	2.34	3.23
10	京都市右京区	2.71	3.12
11	京都府宇治市	1.40	3.10
12	大阪市鶴見区	1.69	3.05
13	大阪府東大阪市	3.37	3.04
14	大阪市東成区	8.25	3.02
15	京都市西京区	1.88	2.99
16	大阪市大正区	1.87	2.93
17	大阪府守口市	1.63	2.88
18	京都市南区	5.82	2.86
19	兵庫県芦屋市	1.63	2.83
20	静岡県御殿場市	1.96	2.83

摘されてきた、1990年代以降のブラジル人をは じめとする日系の南米出身外国人の分布と空間的 に重複する部分が大きい。類型Bで外国人割合 の上位20位までを示した表2でも、群馬県大泉 町、茨城県常総市、愛知県知立市、岐阜県美濃加 茂市・可児市など、日系人の集住で著名な自治体 が含まれている。ブラジル国籍については、2006 年以降、帰化者の統計で「韓国・朝鮮」「中国」 に次いで3位となっているが、その数は毎年300 人前後にとどまる。つまり、原国籍を維持する者 が圧倒的に多数であるために、外国人割合の高さ に反して帰化者の割合が少なくなっていると考え られる。

表2で他に目立つ自治体としては、東京都のいくつかの区に加え大阪市・名古屋市の中心部の区、あるいは北海道の一部町村が挙げられよう。表2に挙がった東京都・大阪市の区は、拙稿(2010)でも指摘した通り、「ニューカマー」の流入が多い地域でもあり、滞日期間が長くないため

表2 類型Bのうち外国人割合の大きい市区町村 (上位20位)

順	士区町14 夕	外国人	帰化者
位	市区町村名	割合(%)	割合(%)
1	群馬県邑楽郡大泉町	16.29	0.42
2	東京都新宿区	11.55	0.61
3	大阪市浪速区	10.81	0.86
4	横浜市中区	10.27	1.00
5	名古屋市中区	9.43	0.85
6	北海道勇払郡占冠村	9.17	0.00
7	東京都豊島区	8.74	0.78
8	東京都荒川区	7.99	0.92
9	東京都港区	7.57	1.00
10	東京都台東区	7.32	1.11
11	岐阜県美濃加茂市	7.32	0.54
12	北海道虻田郡倶知安町	6.51	0.00
13	北海道虻田郡留寿都村	6.29	0.00
14	埼玉県蕨市	6.20	1.00
15	茨城県常総市	6.08	0.46
16	愛知県知立市	5.92	0.50
17	長野県北安曇郡白馬村	5.77	0.00
18	北海道虻田郡ニセコ町	5.68	0.00
19	岐阜県可児市	5.57	0.19
20	川崎市川崎区	5.53	1.05
	Zinadirla Zinadi E →	3.00	2.00

に帰化に至るケースが相対的に少ないのだろう。 後者については、前節でも指摘した、国際リゾー ト地という特徴の影響が予想される。

類型Dに関していえば、外国人数・帰化者ともに少ないために、わずかな帰化者の存在によってその割合が高くなっている地域も含まれる。帰化者が20人以上の単位地区に限定すると、130件中85件(65.4%)が、東京周辺の都県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県)と大阪周辺の府県(京都府・大阪府・奈良県・兵庫県)に位置しており、関東圏および京阪神圏における都心部周辺への偏在がより明瞭となる。この結果が示唆するところについては、類型A・Bの分布傾向に関する背景要因の検討と併せ、IVにて若干の考察を行いたい。

3. 複数国籍世帯に関する結果

複数国籍世帯の分布の特徴を把握するために、本節では世帯に関するデータを用いた類型化を行う。その際、前節との対比も意識し、縦軸を外国人のみの世帯が全世帯に占める割合、横軸を複数国籍世帯が占める割合とし、それぞれの大小に基づいて類型Aから類型Dを区分する(図6)。分類の基準となる対象地域全体の値は、2015年の『住民基本台帳人口要覧』から算出し、外国人のみの世帯割合が2.03%、複数国籍世帯割合が0.80%である。

図6に示す類型Aでは、外国人のいる世帯割合と複数国籍世帯割合の双方が大きく、これら二つのタイプの世帯が外国人の増加に寄与している。これに対し類型Bでは、外国人のいる世帯は多いもののそこに占める複数国籍世帯の割合は小さい。類型Cは、外国人のいる世帯と複数国籍世帯のいずれの面でも特徴に乏しい。類型Dに関しては、外国人のいる世帯は相対的に少ないにもかかわらず、複数国籍世帯の割合が大きい。たとえば、外国人人口の希薄な地域で日本人と外国人間の婚姻が積極的に推進された自治体などは、類型Dに

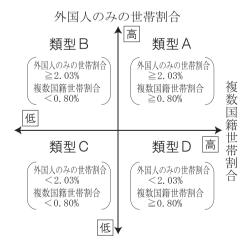


図6 外国人のみの世帯割合・複数国籍世帯に 基づく類型化

該当する可能性が高くなると考えられる。

まず,各類型の分布の特徴を図7から検討する。まず,類型A(249件)に関しては,東京・名古屋・大阪大都市圏に集中しているほか,東海地方や北関東の南部への偏在がみられ,おおむね図1に示した外国人割合の高い地域の分布と同様の傾向にある。また,これらの地域に加え,山梨県・長野県の一部でも外国人のいる世帯割合と複数国籍世帯の割合がともに高い市町村が見出せる。類型B(135件)は,北海道,東海地方のうち名古屋市とその周辺を除く地域,中国地方の瀬戸内海沿岸,北九州地方などに一定の偏在が認められよう。類型C(805件)は全国にわたって広く分布し、明瞭なパターンの析出は難しいが、強いてい

えば人口稠密地域には少ない。類型 D (248件)は、東京都特別区部・名古屋市の近傍に集中しているほか、大都市以外では長野県や山形県に相対的に多く分布している。それと同時に、類型 D については近畿よりも西の地域ではほとんどみられないことも指摘できる。

次いで、全国スケールでは判別しづらい大都市圏の特徴について、関東圏・京阪神圏を拡大した図8から確認する。類型Aは、東京特別区部や大阪市・京都市・神戸市にみられ、それぞれの大都市圏における中心地的な性格を持つ地域に集中している。ただし、類型Aは関東圏で京阪神圏よりも広範にみられ、また、日系の南米出身者が多いとされる北関東の南部地域にも分布している。両

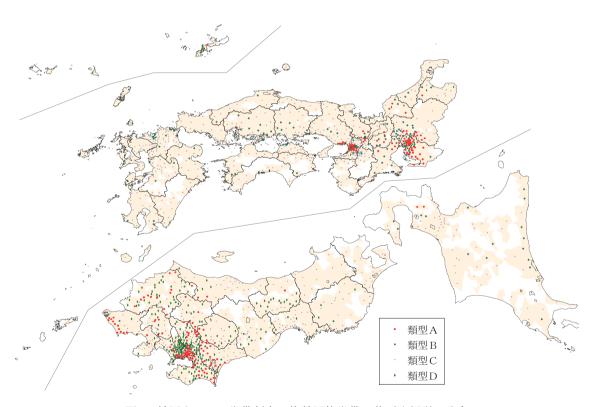


図7 外国人のみの世帯割合・複数国籍世帯に基づく類型の分布

一部の離島地域については省略. 白地は分析対象外の地域.

(『住民基本台帳人口要覧』に基づき作成)

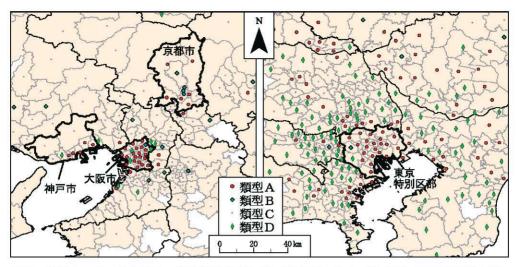


図8 外国人のみの世帯割合・複数国籍世帯に基づく類型の分布(関東圏・京阪神圏拡大図) 白地は分析対象外の地域

(『住民基本台帳人口要覧』に基づき作成)

大都市圏の違いは、特に類型Dについて顕著であり、特別区部の周辺でこの類型に属する地域が数多く分布しているのに対し、大阪大都市圏におけるその数は少なく、代わりに類型Cが多数を占めている。

以上の結果をふまえ、各類型の分布の背景につ いて、とりわけ特徴的な市区町村に着目しつつ検 討したい。類型Aのうち、複数国籍世帯割合の 大きい上位20位をみると(表3)、注目されるの は、東京都荒川区・足立区や川崎市川崎区、大阪 市生野区・東成区・天王寺区といった在日朝鮮人 の集住地区やその近隣に位置する区が含まれてい る点である。彼ら、彼女らの間で日本人との婚姻 が増加していることは既往研究でも指摘されてお り, 佐々木 (2016b) によれば. 1955年には在日 朝鮮人同士の婚姻は66.9%であったが、2011年に はその割合は9.0%まで低下した。従って、エス ニック集団内部での結婚の減少が、類型Aの分布 に部分的に反映されていると考えられる。また. 東京都港区、名古屋市中区、大阪市中央区など、 「ニューカマー」の流入が多いと推測される区も

表3 類型Aのうち複数国籍世帯の割合の大きい 市区町村(上位20位)

	11, E. 1 13 (E E E O E)		
順		複数国	複数国
	市区町村名	籍世帯	籍世帯
位		割合(%)	比
1	大阪市生野区	4.28	0.20
2	横浜市中区	3.03	0.35
3	名古屋市中区	2.78	0.32
4	千葉県富里市	2.43	0.72
_ 5	大阪市東成区	2.32	0.29
6	大阪市中央区	2.20	0.29
7	東京都港区	2.18	0.30
8	大阪市浪速区	2.16	0.21
9	川崎市川崎区	2.09	0.42
10	東京都荒川区	2.08	0.24
11	群馬県邑楽郡大泉町	2.05	0.11
12	大阪市天王寺区	2.03	0.37
13	千葉県山武郡芝山町	2.01	0.57
14	神戸市中央区	1.98	0.23
15	横浜市南区	1.97	0.54
16	東京都足立区	1.93	0.63
17	千葉県八街市	1.92	0.91
18	北海道虻田郡ニセコ町	1.90	0.21
19	長野県南佐久郡南牧村	1.88	0.23
20	東京都福生市	1.85	0.30
01			

注)「複数国籍世帯比」は、複数国籍世帯数を外国人の みの世帯数で除して得られる比である。

上位に挙がっている。これら以外についていえば、日系ブラジル人の集住でつとに知られる群馬 県邑楽郡大泉町も含まれる。

ただし、以上の市区町村では、外国人のみの世帯との比較から複数国籍世帯の多寡をみると(表3の「複数国籍世帯比」)、千葉県富里市・八街市を除き全国平均の0.703を下回る。それゆえ、これらの地域における外国人人口の増減には、外国人のみの世帯による寄与が相対的に大きいといえる。

類型Bについて、外国人のみの世帯割合に着目して上位20位の市区町村を抽出したところ(表4)、人口希薄地域が多く見出された。それらの地域の背景を論ずるための情報は乏しいが、前節でも言及した国際リゾート地のほか、北海道のオ

表4 類型Bのうち外国人のみの世帯割合の大きい 市区町村(上位20位)

順位	市区町村名	外国人 のみの 世帯 割合(%)	複数国 籍世帯 比
1	北海道勇払郡占冠町	14.61	0.02
2	北海道虻田郡留寿都村	12.19	0.03
3	茨城県結城郡八千代町	10.99	0.07
4	愛知県海部郡飛鳥村	10.94	0.06
5	三重県桑名郡木曽岬町	8.28	0.09
6	愛媛県越智郡上島町	6.50	0.05
7	北海道宗谷郡猿払村	5.75	0.07
8	大分県別府市	5.67	0.08
9	京都市上京区	5.26	0.13
10	北海道紋別郡雄武町	5.12	0.08
11	愛知県知多郡南知多町	4.93	0.10
12	香川県仲多度郡多度津町	4.93	0.08
13	北海道上川郡東川町	4.81	0.05
14	岐阜県山県市	4.77	0.10
15	三重県いなべ市	4.76	0.15
16	三重県亀山市	4.74	0.16
17	北海道常呂郡佐呂間町	4.60	0.11
18	岐阜県加茂郡富加町	4.44	0.13
19	北海道虻田郡喜茂別町	4.29	0.04
20	滋賀県甲賀市	4.29	0.18

注)表3に同じ。

ホーツク海沿岸地域などでは第一次産業に従事する技能実習生が多く来日しており、彼ら・彼女らのほとんどが単身世帯であることが影響している可能性がある。また、大分市別府市は近年インバウンド観光客の増加でも知られるが、大学の立地による影響も考えられよう。この点は、京都市上京区も同様である。これら以外では、日系の南米出身人が多い三重県いなべ市・亀山市や滋賀県甲賀市などが含まれる点も注目される。

類型Dは、先述したように東日本で多くみられる。この類型の中で複数国籍世帯割合が上位の20市区町村のうち(表5)、山形県・長野県の両県で12を占めているのが特徴的である。表5に挙げたいくつかの市町村では、「複数国籍世帯比」

表5 類型Dのうち複数国籍世帯割合の大きい市 区町村(上位20位)

順		複数国	複数国
位	市区町村名	籍世帯	籍世帯
11/.		割合(%)	比
1	山形県北村山郡大石田町	2.51	29.50
2	新潟県中魚沼郡津南町	2.18	7.80
3	山形県西村山郡朝日町	1.99	16.67
4	山形県最上郡金山町	1.95	1.46
5	長野県木曽郡上松町	1.75	4.75
6	長野県小諸市	1.71	1.48
7	長野県下伊那郡豊丘村	1.70	1.44
8	山形県村山市	1.69	6.32
9	山形県最上郡最上町	1.68	3.27
10	東京都八丈島八丈町	1.66	3.52
11	長野県下伊那郡阿智村	1.65	1.08
12	鹿児島県大島郡知名町	1.60	5.56
13	長野県木曽郡木曽町	1.51	2.26
14	長野県伊那市	1.51	0.80
15	山形県尾花沢市	1.50	5.25
16	千葉県山武市	1.47	1.20
17	茨城県稲敷郡阿見町	1.46	1.04
18	愛知県海部郡大治町	1.46	0.84
19	福井県大飯郡高浜町	1.45	0.78
20	千葉県市原市	1.43	0.97
	F01* 🖃 18		

注)表3に同じ。

が非常に高くなっており、複数国籍世帯の数に対 して外国人のみの世帯がかなり少ないことがわか る。特に山形県の山間地に位置する市町や新潟県 中魚沼郡津南町などは、国際結婚以外での外国人 の増加が僅少であることが表5から示唆される。 また,「複数国籍世帯比」が相対的に低い市町村 の中で、長野県伊那市と下伊那郡の2村が含まれ ている点も注目される。これらの地域は、第二次 世界大戦前に旧「満洲」へ多くの農業移民を送出 し、1980年代以降、中国残留日本人の帰国がみ られた。帰国者の親族は「日本人の配偶者等」や 「定住者」の在留資格を得て来日でき、世帯単位 で転入するケースが含まれるために複数国籍世帯 割合が大きくなったと推測しうる。以上のほか. 千葉県市原市ではフィリピン国籍の外国人が多く (2012年の外国人登録数5,102人中フィリピン籍 が1.553人、30.4%を占める)、国際結婚や「新日 系人」の増加による影響も考えられる。

本節での議論を通じ、複数国籍世帯割合についても、いくつかの点で特徴的な地域差が見出された。次章では、帰化者の分布に関する分析結果とも照応し、こうした地域差の背景にある要因について整理・検討した上で、若干の考察を行いたい。

Ⅳ 結果の考察

前章での分析から、帰化者割合と複数国籍世帯割合の分布について、いくつかの地域的な特徴が明らかとなった。全体的にみれば、大都市圏ではこれら二つの指標は全国平均に比べて高い値を示している。ただし、京阪神圏における複数国籍世帯割合は、関東圏に比べると大きくない。関東圏、とりわけ東京特別区部は、2015年のデータでは378,642人の外国人が居住しており、様々なタイプの外国人の集中がみられるといえよう。また、大都市圏以外の地域でも、帰化と複数国籍世帯の両面についていくつかの特徴的な傾向が見出され

た。本章では、このような分布の背景について、「オールドカマー」と「ニューカマー」の相違の ほか、日系人や技能実習生といった各地域における外国人の増加の経緯、さらには国際結婚の動向 などの観点から考察を加えたい。

まず、「オールドカマー」、とりわけ在日朝鮮人に関していえば、全国的にみて彼ら・彼女らの偏在が強い近畿地方において、帰化者割合と複数国席世帯割合の双方で類型Aとなった市区が多い¹⁰⁾ 点が指摘できる。一時より絶対数は減少したとはいえ、2015年の法務省の統計によれば帰化者数9,469人のうち「韓国・朝鮮」籍が5,247人(55.4%) と過半数を占め、2位の「中国」籍の2倍近い数になる。もちろん、「ニューカマー」の韓国人による帰化も少なくないだろうが、それを勘案しても他国籍に比べ帰化者の数は多い。先述した国際結婚の割合の増大傾向と併せ、日本における国籍とエスニシティの揺動に対して「オールドカマー」が及ぼす影響は依然として大きいといえる。

次いで、帰化者との関連については、関東圏・京阪神圏のうち特別区部ないし政令市の周辺において、類型D(外国人割合の相対的な低さにもかかわらず帰化者が多い)が多く分布していることが注目される。そもそも、帰化申請には日本での在住期間が継続して10年以上という要件があるため¹¹⁾、新規に入国した外国人が多い地域では帰化者は少なくなる。換言すれば、ある地域における帰化者割合の大小は、在住期間の長い外国人の比率に依拠する部分もあろう。

この点に関連し、2005年の国勢調査のマイクロデータサンプルを分析した千葉ほか(2007)では、東京都特別区部と隣接3県(千葉県、埼玉県、神奈川県)の間で外国人の国内移動は転出超過であり、かつ、転出先は都心から30km圏以内に集中しているという。だとすれば、都心部に新規に

流入した外国人の一部が、時間が経つにつれ都心部にほど近い郊外へ転出し、その中から帰化を選択する者が現れるケースも考えうる。また、同じく千葉ほか(2007)は、特別区部に比べると程度は弱いが大阪市でも「韓国・朝鮮」籍の郊外化がみられると指摘している。このような外国人人口の郊外化がみられる地域は、図5のD類型が見られる場所と空間的に重複しており大変興味深い。というのは、帰化者割合の相対的な大きさと国内人口移動との間に、何らかの関連性が存在しうると予想されるからである。もちろん、こうした因果関係の想定は仮説にすぎないが、今後、人口移動データ等をもとにした分析と照合することで意義深い知見が得られる可能性がある。

帰化に関してさらにいえば、Ⅳの2でも示した ように、 日系の南米出身者が多い北関東南部や東 海地方において低いという特徴も見逃せない。し かし、これらの地域では、国内移動が少ないわけ ではなく、むしろ同国人の集住が国内移動を惹 起している側面がある(石川ほか2014)。彼ら・ 彼女らの多い地域で帰化者割合が小さい理由と して、差し当たり以下の2点が想起される。第1 に. ブラジル人の不安定な生活基盤に関わる点で ある。梶田ほか(2005)で明らかにされているよ うに、彼ら・彼女らは「調整可能な労働力」とし て移動性が高く. 不安定な就業状態に置かれてき た。帰化の要件には生計に関する規定もあるため に、帰化に対して消極的になる可能性もないわけ ではない。しかし、より合理的な第2の理由とし て、将来の見通しとして帰国が視野に入れられて いる点が挙げられる。2008年のリーマンショッ ク後、失職した数多くの日系人が帰国したのは記 憶に新しい。生活が不安定な中で、日本での居住 継続が難しくなった際に帰国するために、あるい はあくまでも日本での居住は「デカセギ」である という意識の下で、原国籍を維持する者が多いの ではないだろうか。

このような、労働力としての外国人の移動が関わっている他の例として、複数国籍世帯割合の類型Bも挙げられよう。IVの3で述べたように、この類型には、日系人の多い地域のほか¹²⁾、ローテーション方式で入れ替わる技能実習生が多数を占める地域が含まれる。特に後者では、当然ながら帰化を選択する者も僅かであると考えられる。

複数国籍世帯割合については、類型Dの一部についてもいくつか特徴的な結果が得られた。一つは、中国帰国者に関わる影響である。表5に挙がった町村のほかにも、同様の傾向を示す地域は数多くあると予想される。「オールドカマー」と同様に、第二次世界大戦前の人口移動がもたらした帰結の一例として、注目に値しよう。

今一つは、東北地方、とりわけ山形県の山間部 における高い複数国籍世帯割合である。これに は、やはり国際結婚が大きく関係していると思わ れる。とはいえ、Ⅱで言及したように、近年は東 北地方における国際結婚は減少傾向にあり、今後 も同様の傾向が見られ続けるかは不透明である。 また、関東圏で類型Dが多い理由についても、一 部の自治体でフィリピン人が多いことを除き. 筆 者が現時点で知り得る限りでは明瞭な理由はつか めない。石川ほか(2014)も、国際結婚による国 外からの人口移動の多寡に関し、国際結婚の世 帯割合が持つ説明力は2000年~2005年の間にか なり低下したと指摘している。しかしながら『住 民基本台帳人口要覧』が利用可能なのは2013年 以降であるため、長期的な観点からの分析が難し い。今後データが蓄積される中で、さらなる分析 が求められる。

以上の分析から、国籍とエスニシティの揺動の 地域差を理解するに際し、日本が経験してきた歴 史的な国際人口移動の動向や、出入国管理体制の 変遷および地域労働市場と関連した人口移動、さ らには世界都市・東京や単身男性の多い地方の中 山間地域といった場所の特性を勘案する必要性が 示されたと考える。

V おわりに

本稿では、現代日本における国籍とエスニシティの揺動という現象について、帰化と複数国籍世帯という二つの側面に着目し、それらの地域差を『住民基本台帳人口要覧』を用いて明らかにすることに取り組んだ。本稿で得られた知見は、以下のようにまとめられる。

帰化については、大都市圏で多い傾向にあり、 とりわけ近畿地方の政令市で外国人に占める割合 が大きいという特徴が見出された。その一因とし て、「オールドカマー」の存在を挙げることがで きる。また、仮説の域は出ないものの、外国人の 都市内人口移動との関連を検討する必要性も示さ れた。一方、帰化者割合が小さく外国人割合の大 きい地域の多くは、日系の南米出身者の集住や国 際リゾート地など、移動性の高い外国人の流入が 想定される。

複数国籍世帯割合が大きい地域については、大都市圏への偏在はある程度みられるものの帰化者割合のそれよりも程度は弱く、また関東圏に多い反面、西日本では少ないことが分かった。また、複数国籍世帯割合が外国人のみの世帯の割合を上回る地域は、国際結婚が盛んに生じたと推測される東北地方(とりわけ山形県)の山間部や、中国帰国者に関連した移動が多い長野県の一部自治体でみられた。反対に、外国人のみの世帯の割合が大きく、かつ複数国籍世帯割合が小さい地域の中には、技能実習生や日系の南米出身者が外国人の多数を占める箇所が含まれている。

これらの結果をふまえ、帰化と複数国籍世帯 の分布について若干の考察を行った結果、まず、 「オールドカマー」や中国帰国者の存在に伴う影 響が見出されたことは、日本における第二次世界 大戦前を含む長期的な国際人口移動を視野に入 れる必要性を示唆している。また、移動性が高 い、ないし短期の在留者が多いと考えられる地域 では、国籍とエスニシティの不一致は相対的に生 じていないといえる。しかしその背景には、単純 労働者を受け入れないという出入国管理体制の下 で、「定住者」や「技能実習」という在留資格の 創設によって実質的に労働力を受け入れている現 実があることも見逃せない。さらには、東京特別 区部のように様々なタイプの外国人が増加してい る地域や、単身男性の多さから複数国籍世帯が多 く存在する中山間地域など、それぞれの地域が持 つ特性も重要である。

以上の分析を通じ、本稿では現今の日本における国籍とエスニシティの揺動について、地域的な差異を明らかにするとともに、その要因の一端が在日外国人の居住分布や移動・移住の多様な形態、さらには「オールドカマー」の存在に代表される歴史的側面にあることを示した。しかし、全国的な傾向の析出に主眼があったため、本稿での要因分析が個別の地域についてどこまで適用可能かなど、残された課題は多い。今後、国勢調査の個票データや人口移動データなどを活用し、本稿の分析の妥当性について検証する必要があるほか、特定の地域にフォーカスし、個々の地域的文脈を斟酌した分析も求められる。

最後に、本稿の知見をふまえ、ホスト社会としての日本に関する若干の展望を述べたい。国籍とエスニシティの揺動に対して注目が集まった近年の例として、国籍に関する二つの出来事が挙げられる。一つは、2014年にノーベル物理学賞を受賞した中村修二氏の事例で、彼がアメリカに帰化していたことが話題になった。国籍をエスニシティの絶対的な基準とみなす立場からすれば、彼は日本人ではないわけだが、メディアでは「日本

人の受賞」として盛んに取り上げられたように記憶している。もう一つは、2016年7月の民進党代表選挙に絡んで、蓮舫氏の「二重国籍」が問題視された事件である。彼女が帰化後も台湾籍を保持していたことに対し、国会議員としての適格を欠くという批判が保守層を中心に噴出した。これらの事例は、日本社会において、国籍とエスニシティのズレに対してアンビバレントな感情が持たれていることを示唆している。

好むと好まざるとにかかわらず、現代日本における多文化化は、ホスト社会ないし日本国籍者の内部におけるエスニシティの多様化という形でも生じている。しかもそれは、本稿で明らかにしたように、かなりの地域差を伴って進行している。こうした状況の中で、エスニック集団=外国人と捉えて表面的・画一的な共生を謳う従来の「多文化共生」政策も、再考を迫られるだろう。現在、ホスト社会が地域的に異なった形で国籍とエスニシティの揺動を経験する中で求められているのは、それぞれの地域の実情に応じた複数形としての「多文化共生」を構想することだろう。その意味では、地理学からの貢献可能性も大きいと考えられ、今後の研究の蓄積が期待されよう。

〔付記〕

本稿の骨子は、第9回地理空間学会(於:筑波大学)で開催されたシンポジウム「増加する在留外国人とホスト社会としての日本 - その動向と課題 - 」にて発表した。本稿の作成にあたっては、平成28~30年科学研究費補助金・基盤研究(C)「エスニック境界の乗り越え方とボトムアップ的な人権概念生成に関する地理学的研究」(研究代表者:福本 拓、課題番号16K03209)の一部を使用した。

注

1) 日本の帰化行政では、かつては日本式の姓名の使用が要請され、さらには現在でも「(帰化を希望する) 動機書」の読み上げが求められるなど、申請

者個人のエスニシティをないがしろにするような側面があることは否定できない。また、「帰化」という言葉が元々は為政者に感化されへりくだるという意味を持つことからも、この用語に差別的なニュアンスを感じるという意見もある。本稿では、こうした問題も踏まえつつ、もっぱら法律上の国籍の得失を指し表す意味で「帰化」という用語を用いる。なお、煩雑さを避ける意味で、以下の本稿の記述ではかぎ括弧を取って表記する。

- 2) 第二次世界大戦以前に朝鮮・台湾から移住し、戦後も引き続き居住した人々およびその子孫は、現在の入国管理制度において「特別永住者」という在留資格を有する点で他の外国人と異なる。一方、1980年代以降、特に「出入国管理及び難民認定法」の改正(1990年)を契機に、新たに来日する外国人が急増した。前者と後者では、定着の度合いや世代の構成(第二・第三世代の割合)、職業や文化変容の面でかなりの隔たりがあり、既往研究では前者を「オールドカマー」、後者を「ニューカマー」と区分して呼称してきた。本稿でもこの区分・用法を踏襲し、渡来時期別の観点から外国人を捉える際に、「オールドカマー」・「ニューカマー」の呼称を用いる。
- 3) なお、こうした現象は必ずしも1980年代以降に「新たに」生じたわけではない点を付言しておく。第二次世界大戦前の日本では、植民地出身者と日本人との婚姻も少なからずあり、1952年のサンフランシスコ平和条約発効に伴って前者の日本国籍が剥奪された際、旧植民地出身者と婚姻していた日本人妻と子どもも外国籍となった。外国籍となった「元日本人」に対しては、帰化の要件が緩和され、1953年から1962年の帰化者のうち約6割をこうした「元日本人」が占めた(森田1996:91)。
- 4) 法務省の「戸籍統計」によれば、二重国籍の子どもによる日本国籍の選択の届出数は、2006年~2015年の10年間で23,768人になる。
- 5) 高畑(2012b)は、在日フィリピン人におけるこう した子どもの増加を指摘し、第二次世界大戦前の 人口移動に由来する日系移民とは異なるという意 味で、「新日系人」と呼び表している。
- 6) こうした事例の典型例として、中国帰国者とその 家族が挙げられる。山下ほか(2013)は、黒竜江 省ハルビン市方正県の事例から、帰国者の血縁や 親族ネットワークを頼った渡日が、一人の中国残 留日本人に対してかなりの数にのほることを示し ている。
- 7) 『日本経済新聞』北海道版2016年7月14日。また

- 「ニセコ町観光統計」によれば、訪日外国人宿泊客数は、2005年の21,160人から、2015年には177,012人にまで増加した。
- 8) 帰化者はもともと外国籍であったことから、帰化者数を外国人数と帰化者数の合計で除した値を「帰化者割合」とする。つまり、「帰化者割合」=「帰化者数」÷(「帰化者数」+「外国人数」)である。
- 9) 2015年末時点の在留資格別外国人数について,「特別永住者」の割合は全国平均で15.6%となっている。40%を超えるのは,京都府(45.3%),大阪府(43.3%),兵庫県(42.0%),山口県(42.0%)の4府県のみである。関東圏は神奈川県(10.2%)を除き、全ての都県が10%を下回る。
- 10) 帰化者割合と複数国席世帯割合のいずれの類型でもA類型となった区は、京都市では11区中6、大阪市では24区中19、神戸市では9区中5にのぼる。
- 11)「特別永住者」の在留資格を持つ外国人の場合は、 一部の提出書類が免除されるなど、他の在留資格 に比べ手続きは簡素化されている。また、日本生 まれの者の場合、帰化の要件となる継続居住期間 は3年以上となっている。
- 12) ただし、群馬県邑楽郡大泉町では、複数国籍世帯 割合が2.05%と大きい(表3)。この要因として、他地域と異なりブラジル人について国際結婚が多いのか、あるいは他の国籍の外国人の動向が影響しているのかは不明である。また、ブラジル人の第二世代の動向も何らかの影響を与えているかもしれない。ブラジル人の集住する他の自治体との差異については、今後、より詳細な分析によって検証される必要がある。

文 献

- 石川義孝(2014):日本の国際人口移動 人口減少問題 の解決策となりうるか? - . 人口問題研究, **70**, 244-263.
- 石川義孝・竹下修子・花岡和聖(2014):2005~2010年 における新規流入移動と国内移動からみた外国人の 目的地選択、京都大学文学部研究紀要.53,293-318.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人(2005):『顔の見えない 定住化-日系ブラジル人と国家・市場・移民ネット ワーク』名古屋大学出版会.
- 佐々木てる(2006):『日本の国籍制度とコリア系日本 人』明石書店.
- 佐々木てる(2016a):○○系というアポリア-マルチ・エスニック・ジャパンへの課題. 佐々木てる編『マルチ・エスニック・ジャパニーズ-○○系日本人の変革力』9-24. 明石書店.

- 佐々木てる(2016b):「民族的差異」は恋愛・結婚を阻 むのか-在日若者世代の恋愛・結婚を考える-. 家 族研究年報。41. 21-34.
- 佐竹眞明・金 愛慶・近藤 敦・賽漢卓娜・李 善姫・ 津田友理香・馬 兪貞(2015):多文化家族の支援に 向けて-概要と調査報告.名古屋学院大学論集社会 科学篇,51(4),49-84.
- 高畑 幸 (2012a): フィリピン人 「主婦」となった女性たちのビジネス. 樋口直人編『日本のエスニック・ビジネス』159-187. 世界思想社.
- 高畑 幸 (2012b): 在日フィリピン人研究の課題 結婚移民の高齢化を控えて-. 理論と動態, 5, 60-78.
- 竹下修子(2011): 国際結婚. 石川義孝編『地図でみる 日本の外国人』38-39. ナカニシヤ出版.
- 千葉立也・石川義孝・リャウ カオ リー (2007):日本 に在住する外国人の国内移動にみられる地域性.石 川義孝編『人口減少と地域-地理学的アプローチー』 228-259.京都大学学術出版会.
- 杜 国慶 (2014):日本における帰化人口分布の時空間 変化に関する考察. 立教大学観光学部紀要, **16**, 74 88.
- 西原 純 (2012): 国際結婚の進展とその地域差・地理 的な背景要因. 統計, **63**(4), 23-29.
- 福本 拓 (2010): 東京および大阪における在日外国 人の空間的セグリゲーションの変化-「オールドカ マー」と「ニューカマー」間の差異に着目して-. 地理学評論, 83A, 288-313.
- ポルテス, A.・ルンバウト, R.著, 村井忠政・房岡光子・大石文朗・山田陽子・新海英史・菊池 綾・阿部亮吾・山口博史訳 (2014): 『現代アメリカ移民第二世代の研究 移民排斥と同化主義に代わる「第三の道』 明石書店. Portes, A. and Rumbaut, R. G. (2001): Legacies: the story of the immigrant second generation. University of California Press.
- 森田芳夫 (1996): 『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』 明石書店.
- 山下清海・小木裕文・張 貴民・杜 国慶 (2013):ハルビン市方正県の在日新華僑の僑郷としての発展. 地理空間. 6. 95-120.
- 李 洙任 (2016): コリア系日本人の再定義 「帰化」制度の歴史的課題. 佐々木てる編『マルチ・エスニック・ジャパニーズ ○○系日本人の変革力』108-129,明石書店.
- リャウ,カオリー・石川義孝 (2007):日本への流入外 国人による目的地選択.石川義孝編『人口減少と地 域-地理学的アプローチー』228-259,京都大学学術 出版会.

Du, G. (2015): Spatiotemporal analysis of naturalization in Japan. Ishikawa, Y. ed. *International migrants in Japan: Contributions in the era of population decline*. 74-93, Kyoto University Press. Kamiya, H. (2015): Local municipal measures to support marriage migrants in Japan. Ishikawa, Y. ed. *International migrants in Japan: Contributions in the era of population decline*. 256-274, Kyoto University Press.